

訪問介護事業所 つばさ 運営規程

(居宅介護)

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人正生会が開設する訪問介護事業所つばさ（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な指定居宅介護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、次の援助を行うものとする。

- (1) 入浴、排泄及び食事等の介護
- (2) 調理、洗濯及び掃除等の家事
- (3) 生活等に関する相談及び助言
- (4) その他の生活全般にわたる援助

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 前2項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問介護事業所 つばさ
- (2) 所在地 静岡県焼津市田尻北792-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとし、一部の職種については兼務とすることができる。

- (1) 管理者 1名
- (2) サービス提供責任者 1名以上
- (3) 訪問介護員 2.5名以上

- 2 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 3 サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導、居宅介護計画の作成等を行うとともに、自らも指定居宅介護の提供に当たるものとする。
- 4 訪問介護員は、指定居宅介護の提供に当たるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日
月曜日から土曜日までとする。
但し、1月1日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間
8時30分から17時30分までとする。
- (3) サービス提供日
月曜日から土曜日までとする。
但し、1月1日～1月3日までを除く。
- (4) サービス提供時間
7時00分から19時00分までとする。

(居宅介護等を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（18歳未満の者を除く）
- (2) 知的障害者（18歳未満の者を除く）

(指定居宅介護の内容)

第7条 指定居宅介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画の作成
- (2) 身体介護
- (3) 家事援助
- (4) 前各号に掲げる便宜に付随する便宜
(2)から(3)に付帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

(支給決定障害者等から受領する費用の額)

第8条 指定居宅介護を提供した際には、支給決定障害者から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から障害者総合支援法第29条第3項に規定する介護給付費の額の支払いを受けるものとする。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。
- 4 第1項及び第2項の費用の支払いを受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該費用に係る領収書を交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第9条 事業所は、支給決定障害者の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該支給決定障害者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費または訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、負担上限月額（令第17条第1項に規程する負担上限月額をいう。）を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

- (1) 焼津市、藤枝市

(緊急時における対応方法)

第11条 指定居宅介護の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止のための措置)

第12条 利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第13条 提供した指定居宅介護に関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定居宅介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令または当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若

しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者または家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 提供した指定居宅介護に関し、法第11条第2項の規定により、都道府県が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令または当該職員からの質問に応じ、及び利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 提供した指定居宅介護に関し、法第48条第1項の規定により、都道府県知事または市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事または市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事または市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規程により行う調査または斡旋に、できる限り協力するものとする。

(秘密の保持)

第14条 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する者の命令による場合並びに別に定める文書（個人情報の使用に係る同意書）により同意がある場合に限り開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿する。

2 居宅介護職員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(従業者の研修)

第15条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年6回

(その他運営についての重要事項)

第16条 事業所は、利用者に対し適切な指定居宅介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 3 事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日より5年間保存する。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人正生会と、訪問介護事業所つばさの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成20年12月 1日から施行する。
この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成26年10月 1日から施行する。
この規程は、平成27年 5月 1日から施行する。